

(平成 10 年度第 1 号諮問事案)

横公審第 6 号
平成 11 年 4 月 23 日

横須賀市水道事業管理者
水道局長 渡部 章允 様

横須賀市公文書公開審査会
委員長 安達 和志

公文書公開の却下処分に関する異議申立てについて(答申)

平成 10 年 9 月 1 日付け横水総第 230 号で諮問された「 開発区域(共同住宅開発予定区域)の現地調査に伴う管財課長以下管財課職員 5 名の出張命令書、復命書、報告書及び検討内容(以下「本件文書という。」)の公開請求に対する却下処分に関する異議申立てについて次のとおり答申する。

1 審査会の結論

本件文書の公開請求を却下した実施機関の決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関に対し、本件文書の公開請求に対する却下処分の取消しを求めている。

3 異議申立ての経緯

- (1) 平成 10 年 7 月 21 日、申立人は、本件文書について、公文書公開条例第 9 条の規定に基づき実施機関に対し、公文書公開の請求をした。
- (2) 同年 8 月 4 日、実施機関は、出張命令書については既に廃棄している、また、復命書及び報告書については作成されていないという理由により、それぞれ不存在として却下の決定を行った。
- (3) 同年 8 月 28 日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

4 両者の主張

(1) 申立人の主張

申立人は、異議申立書及び平成 10 年 10 月 16 日提出の「非公開理由説明書に対する意見書」並びに平成 11 年 2 月 22 日の当審査会に対する口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 本件の出張命令書は、係争中の事件に関わる公文書であり、当該事件が完結するまでは、当然保存されているはずである。

イ 本件の復命書、報告書及び検討内容は、出張の内容が軽易であるという理由により口頭で処理したと水道局は主張するが、開発区域内の水道用地の売却に重要な意味を持つ出張の復命が口頭で行われたとは考えられず、報告書など、何らかの文書が存在していると思われる。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成 10 年 9 月 22 日提出の非公開理由説明書及び平成 11 年 1 月 28 日の当審査会に対する口頭説明において、次のように主張している。

ア 文書の分類及び種別については、水道局文書取扱規程（以下「取扱規程」という。）により定められている。出張命令書は、市の文書取扱規程と同様に、翌年の日常業務の処理のため必要となるが、完了すれば廃棄できるものとして、第 5 種(1 年保存)に位置付けている。したがって、平成 8 年度の出張命令書は、平成 9 年度は保存し、平成 10 年 6 月に廃棄したため、公文書公開請求時には不存在となっている。

イ 復命書及び報告書と検討内容については、横須賀市職員服務規程第 11 条第 2 項ただし書（以下「服務規程」という。）により、軽易な事項又は市内の出張にあたっては口頭で復命することができるとなっているので、管財課長は業務部長に対して、現地調査を行ったことを口頭で報告したため、文書は不存在である。管理係長、用地係長以下 4 名の職員は、管財課長が同行しているため復命は行っていない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件にかかる異議申立人と実施機関の各主張について審理した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件異議申立ての実質的な意味は、実施機関の対象文書不存在の主張に対してその真偽を問うものであるから、当審査会としては、本件文書の作成の有無及び廃棄までの処理過程についての事実関係の確認と、取扱規程等の根拠規定に基づく本件文書の処理の適正性についての審査を行うこととした。

ア 出張命令書

- (ア) 実施機関の主張によれば、平成8年10月2日に管財課長、管理係長、用地係長、管財課担当者2名、計5名が、開発予定区域及び同区域内に存在する水道用地の位置及び周辺の土地の状況の確認のために開発区域の現地調査を行っている。この出張にあたり、出張者はそれぞれ出張命令書を作成し、管財課長は業務部長の、他の職員は管財課長の決裁を受けている。用務終了後に、本件出張命令書は管財課事務室に保管し、毎年市全体で一斉に実施される文書廃棄にあわせて、平成10年6月8日に廃棄したものとされている。

- (イ) 水道局事務分掌規程第8条(市規定の準用)に基づき、服務規程第11条(出張)を準用して、出張する職員は、出張命令書を作成し、上司の決裁を受けることが義務付けられている。また、実施機関は、取扱規程第25条(種別及び保存期間)の規定に基づき、「水道局共通文書分類表」を作成し、その中で出張命令書は第5種分類として、保存期間は1年間としている。保存期限は、完結日の属する会計年度の翌年度から起算するため、本件出張命令書の保存期限は平成9年度末であることから、実施機関が平成10年の6月に廃棄したとする点については、取扱規程にしたがって処理を行ったものと判断される。

- (ウ) もっとも、取扱規程第29条第2項(文書の廃棄等)では、「課長は、廃棄文書のうち、なお保存の必要があると認めるときは、さらに年限を定めて保存することができる。」と規定していることから、本件出張命令書が、異議申立人の主張する係争中の事件において証拠書類となるような文書に当たるものとして、当然廃棄年限を過ぎても保存すべきであるか否かが問題となりうる。しかし、廃棄当時に実施機関

を相手取った裁判の提訴や異議申立てが行われていたわけではなく、また、出張命令書の様式には、出張日時や場所等の事実関係のみの記載が定められ、出張の詳細な内容の記載欄がないことに鑑みれば、本件出張命令書が廃棄年限を経過してもなお保存する必要性があったとは認めがたい。

イ 復命書

- (ア) 実施機関の主張によれば、本件の出張においては、管財課長は、業務部長に対し書面ではなく、口頭による復命を行ったとされている。
- (イ) 服務規程第11条第2項で、「出張を完了したときは、直ちに文書により復命しなければならない。ただし、軽易な事項又は市内の出張にあっては口頭で復命することができる。」と規定している。

本件における当該出張の目的は、売却の要望のあった市内の水道用地の現況について視認を行うことにあったとする実施機関の主張は前後の状況から判断して、不自然なところはなく、出張の内容が水道局の意思決定に直接影響を及ぼすような重大なものであるとは考えにくい。したがって、「軽易な事項又は市内の出張」として口頭で復命を行ったとする実施機関の主張には、特段の不合理性はない。

ウ 報告書

報告書については、服務規程等に定めがなく、復命書よりも更に詳細な報告が必要であると実施機関が判断した場合に任意に作成されている。本件については、上記イ(イ)で述べた事情から、報告書が存在するという確実な根拠は認められない。

エ 検討内容

実施機関の主張によれば、当該出張の翌日に管財課と施設課で今後の対応について協議が行われているが、その内容は水道用地の原則売却の方針を再確認したに止まっていたため、検討内容に相当する文書は作成していないとされている。ただ、実施機関は、本件に係る公開請求が行われる以前に異議申立人の求めに応じて、管財課長が本人の備忘録として作成した「開発についての議事録」と題する書面を交付しており、そこに当該協議の要旨が記載されていることから、既に「検討内容」に当たる情報の提供は行っていると判断し、「検討内容」を却下決定の対象文書とはしなかったものと認められる。

(2) 上記の事実を覆すような格別の事情又は客観的資料が見出だされない以上、本件文書は不存在であると認められるため、却下処分が妥当であると判断する。

以上審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市公文書公開審査会

委員長	安	達	和	志
委員	原	田	一	明
委員	遠	藤	正	敏
委員	木	村	キ	又子
委員	千	賀	重	義

< 参考 > 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 10 年 9 月 1 日 (平成 10 年度 第 4 回審査会)	・ 水道事業管理者からの諮問
平成 10 年 9 月 22 日	・ 実施機関から「非公開理由説明書」を受理した。
平成 10 年 10 月 16 日	・ 異議申立人から「非公開理由説明書に対する意見書」 を受理した。
平成 11 年 1 月 28 日 (平成 10 年度 第 7 回審査会)	・ 実施機関の口頭説明 ・ 審議
平成 11 年 2 月 22 日 (平成 10 年度 第 8 回審査会)	・ 異議申立人等の口頭意見陳述 ・ 審議
平成 11 年 3 月 29 日 (平成 10 年度 第 9 回審査会)	・ 審議